

門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付 要綱

(目的)

第1条 この要綱は、門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、市内の中小ものづくり企業が多様な人材を確保し、人材の定着及び活躍に資するよう職場等の魅力の向上及び発信を行う事業に対し、その事業費の一部として門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市のものづくり産業の振興及び発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小ものづくり企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者のうち、製造業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）において大分類E一製造業に分類される事業をいう。）に含まれる事業を営む会社及び個人をいう。
- (2) 会社 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）をいう。
- (3) 個人 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である個人事業主をいう。
- (4) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業並びに企業等（雇用保険の適用事業所に限る。）において就業規則、労働協約等に定める育児のための休業及び休暇制度をいう。
- (5) インターンシップ 企業等が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の規定による専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条の規定による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校若しくは職業能力開発校に在籍する学生（企業等

の代表者の三親等以内の親族である者を除く。)を対象に、本市の区域内の事業所等において一定期間実施する職業体験をいう。

(交付期間及び見直し)

第3条 補助金の交付期間は、令和8年度から令和10年度までとする。

2 市長は、補助金の交付期間が終了するに当たり、社会的動向、補助効果及び補助のあり方等を勘案した上で、交付期間、補助対象事業、補助率等について見直しを行わなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する中小ものづくり企業者とする。

(1) 本市の区域内に事業所を有する者

(2) 市税の滞納がない者

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に定めるものとする。

2 補助対象事業は、第8条第1項の規定による補助金の交付決定日以降に着手し、当該交付決定日が属する年度の2月末日までに完了するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第6条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費等、補助金の額及び補助限度額は、それぞれ別表のとおりとする。

2 補助金の額は、1会計年度につき1事業所当たり500,000円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象事業ごとに別表に定める書類

(2) 事業所が本市の区域内に存することが分かる書類

ア 法人 発行後3箇月以内の履歴事項全部証明書

イ 個人 直近の確定申告書(税務署の受付印があるものに限る。)の写し。ただし、創業後最初の確定申告期間を迎えていない者にあつては、開業届出書(税

務署の受付印があるものに限る。)の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、その適否を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知をする場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

4 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により理由を付して、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者が、前条第2項に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、前条第1項の規定による決定はなかつたものとみなす。

(事業計画の変更等)

第10条 第8条第2項の交付決定通知書による通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、やむを得ない理由により補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者が補助事業を完了したときは、事業完了日から1箇月を経過した日又は交付決定した日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業実績報告書(様式第5号)に、次

に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業ごとに別表に定める書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第13条の規定により補助金の額を決定し、補助事業者に対し、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付指令書（様式第6号）を通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助事業者が規則第15条各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又はすでに交付したものについては、期日を定めて返還させることができる。

(帳簿等の整備)

第14条 補助事業者は、費用等の収支並びに事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を整備し、これらを10年間保存しておかなければならない。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月19日から施行し、同年4月1日から適用する。
(令和5年度における補助対象事業に関する特例)
- 2 令和5年度に限り、第5条第2項の規定にかかわらず、補助金の交付決定日以前に着手した補助対象事業（着手日が令和5年4月1日から同年7月18日までの間である補助対象事業に限る。）についても補助金の交付を決定することができる。

附 則

この要綱は、令和6年12月4日から施行する

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する

別表（第5条、第6条、第7条、第11条関係）

補助対象事業	補助対象経費 又は補助要件	補助金の額	補助限度額	交付申請書 の添付書類	実績報告書の添付 書類
1 労働環境整備事業 【一般】	休憩室及び食堂の整備、アシストツール等の導入、福利厚生等に要する経費	補助対象経費に2分の1（申請者が本市が実施するカドマイスターを探せ！！事業により認定した企業（以下「カドマイスター認定企業」という。）である場合は、3分の2）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	200,000円	(1) 補助対象事業の内容が分かる書類（仕様書、カタログ、図面の写し等） (2) 補助対象経費が分かる書類（見積書の写し等） (3) 補助対象事業を実施する箇所の現況写真（工事等の実施及び設備、備品等を導入する事業に限る。）	(1) 補助事業の実施が確認できる書類（発注書、納品書、工事完了報告書等） (2) 補助対象経費に係る支出が確認できる書類（領収書の写し等） (3) 補助事業が完了した箇所の現況写真（工事等の実施及び設備、備品等を導入する事業に限る。）
2 労働環境整備事業 【多様性①】	バリアフリー化、多言語対応、女性従業員専用設備の導入等に要する経費	補助対象経費の3分の2（申請者がカドマイスター認定企業である場合は、4分の3）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場	500,000円		

		合は、これを切り捨てた額)			
3 労働環境整備事業【多様性②】男性の育児休業取得	男性の育児休業取得（本市の区域内に所在する事業所に勤務する男性労働者に、所定労働日が9日以上含まれている14日以上育児休業を取得させ、かつ、その後職場復帰していること。）	1人当たり150,000円	300,000円	(1) 育児休業に関する就業規則、労働協約等の写し (2) 雇用保険適用事業所設置届の写し等雇用保険適用事業主が確認できるもの	(1) 育児休業申出書の写し（提示のみ） (2) 出勤簿の写し等育児休業取得状況及び取得後職場復帰したことが確認できるもの（提示のみ）
4 企業の魅力向上・発信【一般】	動画等広報媒体の作成、地域活動、顕著なSDGsの推進、オープンファクトリー実施に係る費用等、「魅せる工場」実現のために要する経費	補助対象経費の2分の1（申請者がカドマイスター認定企業である場合は、3分の2）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	200,000円	(1) 補助対象事業の内容が分かる書類（仕様書、カタログ、図面の写し等） (2) 補助対象経費が分かる書類（見積書の写し等） (3) 補助対象事業を実施する箇所の現況写真（工事等の実施及び設備、備品等	(1) 補助事業の実施が確認できる書類（発注書、納品書、工事完了報告書等） (2) 補助対象経費に係る支出が確認できる書類（領収書の写し等） (3) 補助事業が完了した箇所の現況写真（工事等の実施及び設備、備品等を導入する事業に限る。）

				を導入する事業に限る。)	
5 企業の魅力向上・発信【人材】インターシップの受入れ	インターシップの受入れ（1日当たり5時間以上）が行われていること。	1人当たり1日につき8,000円	160,000円	学生・生徒が在籍する学校等からの依頼書の写し（学校等からの依頼によりインターシップを実施する場合に限る。）	(1) 業務日報の写し等インターシップの実施及びその内容が分かるもの（提示のみ） (2) 学校等に提出する実施報告書の写し（学校等からの依頼によりインターシップを実施する場合に限る。）（提示のみ）
6 カーボンニュートラル【省エネ最適化診断】	省エネ最適化診断（市が指定する機関が実施する省エネ最適化診断のための診断および改善提案（伴走支援を含む。）をいう。）に要する経費	補助対象経費の2分の1（申請者がカドマイスター認定企業である場合は、3分の2）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	20,000円	—	(1) 省エネ最適化診断報告書の写し (2) 補助対象経費に係る支出が確認できる書類（領収書の写し等）
7 カーボンニュートラル【脱炭素認定等取得】	脱炭素認定等取得に要する経費	補助対象経費の2分の1（申請者がカドマイスター認定企業である場合は、3	70,000円	—	(1) 脱炭素認定等の認定を受けたことが分かる書類（認定書の写し等） (2) 補助対象経費に係る支出が確

		分の2)を 乗じて得た 額(その額 に1,000円 未満の端数 が生じた場 合は、これ を切り捨て た額)			認できる書類 (領収書の写し 等)
--	--	---	--	--	-------------------------

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所 〒

名 称

（個人事業主の場合は屋号を記載）

代表者役職

代表者氏名

法人番号

（法人の場合のみ）

門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付
申請書

年度において門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業を実施したいので、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付要綱第7条の規定により、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

3 実施する補助対象事業（該当するものに☑）

- (1) 労働環境整備事業【一般】
- (2) 労働環境整備事業【多様性①】
- (3) 労働環境整備事業【多様性②】男性の育児休業取得
- (4) 企業の魅力向上・発信【一般】
- (5) 企業の魅力向上・発信【人材】インターンシップの受入
- (6) カーボンニュートラル【省エネ最適化診断】
- (7) カーボンニュートラル【脱炭素認定等取得】

4 申請者の概要

名称			
本社所在地			
営む製造業の業種 (中分類で記載)			
従業員数	人		
補助対象事業を実施する事業所の所在地及び名称	(所在地) 門真市 (名称)		
設立年月 (個人の場合は創業年月)	年 月	市内での事業開始年月	年 月
カドマイスター企業認定の有無 (いずれかに○)	有 ・ 無		
事業担当者	部署名		
	職名		
	氏名		
	連絡先	(電話) (電子メールアドレス)	

5 事業計画

- (1) 労働環境整備事業【一般】用
- (2) 労働環境整備事業【多様性①】用

①事業の内容
②事業実施によって見込まれる効果
③実施期間
年 月 日～ 年 月 日

- (3) 労働環境整備事業【多様性②】男性の育児休業取得用

①男性の育児休業取得によって見込まれる効果			
②男性の育児休業取得の予定			
育児休業取得予定	名	育児休業取得予定期間 ※取得者予定者ごとに	A 日間 B 日間

人数		記載	
----	--	----	--

(4) 企業の魅力向上・発信【一般】用

①事業の内容
②事業実施によって見込まれる効果
③実施期間
年 月 日～ 年 月 日

(5) 企業の魅力向上・発信【人材】インターンシップの受入用

①インターンシップの受入の内容			
②インターンシップの受入によって見込まれる効果			
③インターンシップの受入の予定			
受入予定人数	人	受入学校等名 ※受入予定者ごとに記載	A B
インターンシップ 実施予定業務等 ※受入予定者ごとに具体的に記載	A B		
インターンシップ 実施期間等 ※受入予定者ごとに記載	A 日	1日当たり	時間
	B 日	1日当たり	時間

(6) カーボンニュートラル【省エネ最適化診断】用

(7) カーボンニュートラル【脱炭素認定等取得】用

①事業の内容
②事業実施によって見込まれる効果
③実施期間
年 月 日～ 年 月 日

6 補助対象事業の予算

(収入)

(単位：円)

項目	予算額	説明
市補助金		
自己資金		
収入合計		

(支出)

(単位：円)

補助対象事業	項目	予算額	説明
(1) 労働環境整備事業【一般】			
(2) 労働環境整備事業【多様性①】			
(3) 労働環境整備事業【多様性②男性の育児休業取得】			
(4) 企業の魅力向上・発信【一般】			
(5) 企業の魅力向上・発信【人材インターンシップの受入】			
(6) カーボンニュートラル【省エネ最適化診断】			
(7) カーボンニュートラル【脱炭素認定等取得】			
支出合計			

(「6 補助対象事業の予算の記載要領」)

- 1 行が足りない場合は適宜追加すること。
- 2 (3)及び(5)の事業の予算額欄については、実際に補助を受けようとする金額を記載すること。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

門真市長（氏 名）印

門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付
決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金について、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業を実施する事業所
（住所）門真市
（名称）
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付時期 門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業実績報告書（様式第5号）の提出後に補助が確定した後、通知する。
- 4 交付の条件
 - (1) 申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付要綱第10条の規定により、あらかじめ門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を得ること。
 - (2) 補助事業を完了したときは、事業完了日から1箇月を経過した日又は交付決定日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出すること。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

門真市長（氏 名）印

門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 事業所

（住所）門真市

（名称）

2 不交付の理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所 〒

名 称

（個人事業主の場合は屋号を記載）

代表者役職

代表者氏名

法人番号

（法人の場合のみ）

門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業変更（中止）
承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業について、補助事業を変更（中止）したいので、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付要綱第10条の規定により、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 変更（中止）の概要

--

3 変更（中止）の理由

--

4 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

5 実施する補助対象事業（該当するものに☑）

- (1) 労働環境整備事業【一般】
- (2) 労働環境整備事業【多様性①】
- (3) 労働環境整備事業【多様性②】 男性の育児休業取得
- (4) 企業の魅力向上・発信【一般】
- (5) 企業の魅力向上・発信【人材】 インターンシップの受入
- (6) カーボンニュートラル【省エネ最適化診断】
- (7) カーボンニュートラル【脱炭素認定等取得】

6 申請者の概要

名称			
本社所在地			
営む製造業の業種 (中分類で記載)			
従業員数	人		
補助事業を実施する事業所の所在地及び名称	(所在地) 門真市 (名称)		
設立年月（個人の場合は創業年月）	年 月	市内での事業 開始年月	年 月
カドマイスター企業認定の有無（いずれかに○）	有 ・ 無		
事業担当者	部署名		
	職名		
	氏名		
	連絡先	(電話) (電子メールアドレス)	

7 事業計画

- (1) 労働環境整備事業【一般】用
- (2) 労働環境整備事業【多様性①】用

①事業の内容

②事業実施によって見込まれる効果
③実施期間
年 月 日～ 年 月 日

(3) 労働環境整備事業【多様性②】男性の育児休業取得用

①男性の育児休業取得によって見込まれる効果			
②男性の育児休業取得の予定			
育児休業 取得予定 人数	名	育児休業取得予定期間 ※取得者予定者ごとに記載	A 日間 B 日間

(4) 企業の魅力向上・発信【一般】用

①事業の内容
②事業実施によって見込まれる効果
③実施期間
年 月 日～ 年 月 日

(5) 企業の魅力向上・発信【人材】インターンシップの受入れ用

①インターンシップの受入の内容			
②インターンシップの受入によって見込まれる効果			
③インターンシップの受入の予定			
受入予定人数	人	受入学校等名 ※受入予定者ごと に記載	A B
インターンシップ 実施予定業務等 ※受入予定者ごと に具体的に記載	A B		
インターンシップ 実施期間等	A 日	1日当たり	時間
	B 日	1日当たり	時間

※受入予定者ごとに記載	
-------------	--

(6) カーボンニュートラル【省エネ最適化診断】用

(7) カーボンニュートラル【脱炭素認定等取得】用

①事業の内容
②事業実施によって見込まれる効果
③実施期間
年 月 日～ 年 月 日

8 補助事業の予算

(収入)

(単位：円)

項目	予算額	説明
市補助金		
自己資金		
収入合計		

(支出)

(単位：円)

補助対象事業	項目	予算額	説明
(1) 労働環境整備事業【一般】			
(2) 労働環境整備事業【多様性①】			
(3) 労働環境整備事業【多様性②】男性の育児休業取得			
(4) 企業の魅力向上・発信【一般】			
(5) 企業の魅力向上・発信【人材】インターンシップの受入れ			

(6) カーボンニュートラル【省エネ最適化診断】			
(7) カーボンニュートラル【脱炭素認定等取得】			
支出合計			

(「8 補助事業の予算の記載要領」)

- 1 行が足りない場合は、適宜追加すること。
- 2 (3)及び(5)の事業の予算額欄については、実際に補助を受けようとする金額を記載すること。

(様式第4号の記載要領)

- 1 事業を中止する場合は、4から8までの項目は記載不要。
- 2 事業を変更する場合は、変更しようとする箇所に下線を付すこと。
- 3 変更に係る事業については、必ず変更承認後に着手すること。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

住 所 〒

名 称

（個人事業主の場合は屋号を記載）

代表者役職

代表者氏名

法人番号

（法人の場合のみ）

門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金について、補助事業が完了しましたので、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付要綱第11条の規定により、以下のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業実施期間 年 月 日～ 年 月 日

3 実施した補助対象事業（該当するものに☑）

- (1) 労働環境整備事業【一般】
- (2) 労働環境整備事業【多様性①】
- (3) 労働環境整備事業【多様性②】男性の育児休業取得
- (4) 企業の魅力向上・発信【一般】
- (5) 企業の魅力向上・発信【人材】インターンシップの受入

- (6) カーボンニュートラル【省エネ最適化診断】
- (7) カーボンニュートラル【脱炭素認定等取得】

4 報告の概要

名称			
本社所在地			
営む製造業の業種 (中分類で記載)			
従業員数	人		
補助事業を実施した事業所の所在地及び名称	(所在地) 門真市 (名称)		
設立年月 (個人の場合は創業年月)	年 月	市内での事業 開始年月	年 月
カドマイスター企業認定の有無 (いずれかに○)	有 ・ 無		
事業担当者	部署名		
	職名		
	氏名		
	連絡先	(電話) (電子メールアドレス)	

5 事業実績

- (1) 労働環境整備事業【一般】用
- (2) 労働環境整備事業【多様性①】用

①事業の内容
②事業の成果
③実施期間
年 月 日～ 年 月 日

- (3) 労働環境整備事業【多様性②】男性の育児休業取得用

①男性の育児休業取得の成果

②男性の育児休業取得の実績			
育児休業取得人数	名	育児休業取得期間 ※取得者ごとに記載	A 日間 B 日間

(4) 企業の魅力向上・発信【一般】用

①事業の内容
②事業の成果
③実施期間
年 月 日～ 年 月 日

(5) 企業の魅力向上・発信【人材】インターンシップの受入用

①インターンシップの受入の成果			
②インターンシップの受入の実績			
受入人数	人	受入学校等名 ※受入者ごとに記載	A B
インターンシップ実施業務等 ※受入者ごとに具体的に記載	A B		
インターンシップ実施期間等 ※受入者ごとに記載	A 日	1日当たり	時間
	B 日	1日当たり	時間

(6) カーボンニュートラル【省エネ最適化診断】用

(7) カーボンニュートラル【脱炭素認定等取得】用

①事業の内容
②事業の成果
③実施期間
年 月 日～ 年 月 日

6 補助事業の決算

(収入)

(単位：円)

項目	決算額	説明
市補助金		
自己資金		
収入合計		

(支出)

(単位：円)

項目	項目	決算額	説明
(1) 労働環境整備事業【一般】			
(2) 労働環境整備事業【多様性①】			
(3) 労働環境整備事業【多様性②】 男性の育児休業取得			
(4) 企業の魅力向上・発信【一般】			
(5) 企業の魅力向上・発信【人材】 インターンシップの受入			
(6) カーボンニュートラル【省エネ最適化診断】			
(7) カーボンニュートラル【脱炭素認定等取得】			
支出合計			

(6 補助事業の決算の記載要領)

- 1 行が足りない場合は適宜追加すること。
- 2 (3)及び(5)の事業の決算額欄については実際に補助を受けようとする金額を記載すること。

7 補助金の振込先

金融機関名		金融機関コード (4桁)	
支店名		支店コード (3桁)	
口座種別 (いずれかに○)	普通・当座		
口座番号			
口座名義			
口座名義 (カナ)			

様式第6号（第12条関係）

門真市（ ）指令第 号

様

門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付
指令書

年 月 日付け 第 号により交付決定した門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金について、門真市「職住近接のまち」実現のための企業魅力アップ事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり決定し、交付する。

年 月 日

門真市長（氏 名）印

補助金交付決定額 金 円